

京都市告示第661号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成29年3月29日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
速水邸	京都市中京区富小路通三条上る福長町 108番, 109番の一部
山田邸	京都市伏見区醍醐落保町36番

(都市計画局都市景観部景観政策課)